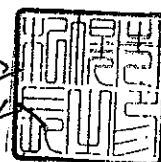


札幌市資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月 11 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第105号

札幌市資料館条例の一部を改正する条例

札幌市資料館条例（平成17年条例第110号）の一部を次のように改正する。

別表中

3,400 円
4,500 円
7,900 円
4,900 円
2,300 円
2,100 円
2,200 円
2,200 円
2,100 円

を

3,800 円
5,000 円
8,800 円
5,500 円
2,500 円
2,300 円
2,500 円
2,500 円
2,300 円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の札幌市資料館条例第4条第1項の承認に係る使用料について適用し、同日前の同項の承認に係る使用料については、なお従前の例による。